

令和2年

城南衛生管理組合議会

# 決算特別委員会

審 査 記 録

## 決算特別委員会審査記録

日 時 令和2年10月20日(火) 午前10時00分～午後1時41分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員 清水章好 委員長  
丸山久志 副委員長  
亀田優子 委員  
原田周一 委員  
太田健司 委員  
谷直樹 委員  
林吉一 委員  
今川美也 委員  
木本裕章 委員  
坂本優子 委員  
長野恵津子 委員  
松峯茂 議長(オブザーバー)  
小北幸博 副議長(オブザーバー)

説明者 山本正 管理者  
奥田敏晴 副管理者  
堀口文昭 副管理者  
信貴康孝 副管理者  
西谷信夫 副管理者  
汐見明男 副管理者  
野村賢治 専任副管理者  
その他幹部職員

付託案件 議案第7号 令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定  
について

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費及び予備費を一括して審査
- ②衛生費を一括して審査
- ③歳入、全款を一括して審査
- ④実質収支に関する調書及び財産に関する調書を一括して審査
- ⑤総括質問
- ⑥討論
- ⑦採決

午前10時00分開議

○清水章好委員長 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席委員数は11人全員であります。既に定足数に達しておりますので、委員会は成立をいたしました。

ただ今から決算特別委員会を開会いたします。

審査に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに決算特別委員会を招集いたしましたところ、松峯議長、小北副議長をはじめ、委員各位並びに理事者各位におかれましては、何かとご多忙の折にもかかわらずご参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本委員会は、去る10月12日本会議において設置をされ、同日開催されました第1回目の委員会で正副委員長の互選の結果、図らずも私、清水が委員長の大役を仰せつかりました。誠に不慣れで委員の皆様方には何かとご迷惑をおかけすることがあるかと存じますが、丸山副委員長のお力をお借りしながら、一致協力をして委員会の運営に当たってまいりたいと存じます。ご協力のほど、よろしく願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは、ここで、あらかじめ管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

山本管理者。

○山本 正管理者 おはようございます。

本日ここに、令和2年城南衛生管理組合決算特別委員会が開催されましたところ、清水委員長、丸山副委員長をはじめ、委員の皆様方には何かとお忙しい折にもかかわらず、ご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、松峯議長、小北副議長におかれましては、公務ご多忙の中、ご臨席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、令和元年度歳入歳出決算の総括につきまして、ご説明を申し上げます。

令和元年度につきましては、安心安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革、さらなる循環型社会の構築に向けた事業の推進の3つの基本方針の下、将来にわたり安定した廃棄物処理事業を継続するため、折居清掃工場更新事業を完了させたほか、各施設の適正管理と計画的整備の実施に努めたところでございます。

令和元年度の歳入歳出決算額の概要でございますが、歳出決算額は45億1,508万3,000円で、旧折居清掃工場の解体撤去及び跡地整備工事費の増加などによりまして、対前年度比2.9%、1億2,823万7,000円の増加となっております。

一方、歳入決算額についても45億9,493万7,000円で、対前年度比2.9%、1億2,868万8,000円の増加となり、このうち組合の運営経費を賄います構成市町分担金の決算額は30億6,736万3,000円で、対前年度比2.4%、7,569万5,000円の減少となり、構成団体の財政負担の軽減に努めたところでございます。

今後につきましても、引き続き安心安全な工場運営を行い、適正な廃棄物処理事

業の遂行に努めまして、組合の使命であります管内住民の生活環境の維持、向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上が令和元年度決算の総括でございます。私ども一同、予算の適正な執行に常々留意してまいりましたが、委員各位の幅広い視点からのご指導を賜りたく存じます。

歳入歳出決算額の詳細につきましては、後ほど担当から説明を申し上げますので、ご精査、ご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○**清水章好委員長** 審査に入ります前に、本委員会に付託をされました議案第7号の審査方法についてお諮りをいたします。

審査の方法については、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費及び予備費について一括して審査をしたいと思っております。次に、衛生費について審査をしたいと思っております。次に、歳入について全款を一括して審査をしたいと思っております。次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を一括して審査をし、最後に総括質問を行うこととしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**清水章好委員長** ご異議がないようですので、ただ今申し上げました方法で審査を行うことといたします。

### 決算特別委員会の質疑、答弁、要望等

#### [議会費・総務費・公債費・予備費]

○**清水章好委員長** これより審査に入ります。本委員会に付託されました議案第7号、令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより当局の説明を求めます。説明については、審査の順序に従いまして、各項目ごとに受けることといたします。

まずは、議会費、総務費、公債費及び予備費について、当局より一括して説明を求めます。

西岡事業部長。

○**西岡正喜事業部長** 失礼いたします。それでは、議題となりました議案第7号、令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、一般会計歳入歳出決算書、以下「決算書」と呼ばさせていただきます、及び、決算書附属書類として提出いたしております歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書・歳入歳出決算事項別明細説明書、こちらにつきましては、以下「説明書」と呼ばさせていただきます、この2冊を中心にご説明を申し上げます。

まず、説明書の56ページ、議会費でございますが、決算額は366万5,795円でございます。主な経費といたしましては、組合議会議員22人の報酬、費用弁償、会議録反訳調整費及び2常任委員会による合同行政視察費などでございます。

次に、57ページ、総務費についてご説明申し上げます。総務費は、組合の事務部門の管理運営に要する人件費及び物件費等が主なものでございますが、目ごとに順次ご説明を申し上げます。

最初に、一般管理費でございます。決算額は3億3,268万2,758円で、前年度比較8,208万6,866円の減額となっております。主な経費といたしましては、特別職7人、一般職33人、再任用短時間勤務職員1人の給与及び退職手当、並びに嘱託職員・臨時職員の報酬・賃金などのほか、職員研修・人材育成等に要した経費、組合本庁の光熱水費や通信運搬費などがございます。また、職員の健康診断や安全衛生巡視の実施等、安全衛生管理に要した経費を支出いたしております。

なお、人件費の決算額につきましては、戻りまして4ページをご覧ください。人件費の明細でございますが、上段の表の下から5行目の人件費合計の決算額は7億6,524万8,000円で、前年度比較で1億674万円、12.2%の減少となっております。これは、退職者数が前年度の6人から1人に減少したことや、事務事業の見直しにより、一般職員数が前年度の92人から89人に減少したことが主な要因でございます。

次に、再度57ページをご覧ください。中段の文書広報費でございます。決算額は803万5,066円でございます。主な経費といたしましては、広報紙「エコネット城南」の発行に要した経費や組合ホームページの発信・運営、環境まつり負担金、FMうじのラジオ番組「声のエコネット城南」の制作に要した経費などがございます。なお、広報情報事務の概要は16から18ページに掲載いたしておりますので、ご覧おき願います。

次に、58ページ上段の財政管理費でございますが、決算額は8,725万6,756円で、前年度比較では1,127万6,673円の減額となっております。主な経費といたしましては、財務会計システムをはじめ、本庁と各事業所間の通信など庁内情報共有システムの運営に要した経費及び基金への積立金などがございます。なお、積立金の内訳は、財政調整基金への積立金として、前年度決算剰余金と基金運用収入の合計額が3,978万2,567円、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金への積立金として、分担金による積立金と基金運用収入の合計額が3,009万5,429円でございます。

次に、同じく58ページ、会計管理費でございますが、決算額は522万1,957円で、主な経費といたしまして、事務用品の一括購入費及び組合建物の災害保険料などがございます。

次に、企画費でございますが、これは環境マネジメントシステムの維持確立や、地球温暖化対策等に要した経費で、決算額は44万2,266円でございます。なお、地球環境保全の取組につきましては、戻りまして42から44ページに、活動内容とその実績を記載いたしております。

42ページをご覧ください。ISO14001につきましては、平成13年7月に認証取得をし、その後、平成22年度以降は、外部認証機関による更新審査を受審せず、これまでの経験と知識を積み上げながら、自らの力でISO活動を維持・

発展させようと、平成22年7月に適合自主宣言へのステップアップを図り、さらに平成30年度からは、これまでの実績を踏まえた組合独自の環境マネジメントシステムへ移行し、その運用を開始しました。令和元年度に実施しました専門家による外部評価におきましては、適切なシステムであることや、その運用等についても妥当であるとの高い評価を受けたところでございます。

43ページでは、地球温暖化対策実行計画の推進状況を記載いたしております。

令和元年度は地球元気プランⅣの初年度であり、その温室効果ガス排出量につきましては、44ページの表46の一番下の行、総計でお示しいたしておりますが、基準年度（平成25年度）との比較では26.8%の削減、平成30年度との比較では3.3%の削減となっております。この主な要因としましては、平成30年度実績と比べまして、焼却工場において廃プラスチック焼却量が減少したことに伴い、一般廃棄物で1,359t-CO<sub>2</sub>の削減となったことなどによるものです。

次に、再度58ページをご覧ください。一番下の公平委員会費でございますが、委員報酬など2万8,240円を支出いたしております。

次に、59ページ、監査委員費でございます。委員報酬など29万4,360円を支出いたしております。

次に、ページが飛びまして、69ページをご覧ください。公債費でございますが、決算額は元金償還に要した経費として4億7,126万4,419円、利子償還に要した経費として2,815万2,265円、元利償還額合計は紙面の左上欄外に記載しておりますとおり4億9,941万6,684円でございます。

続いて、71ページをご覧ください。地方債現在高の状況の上の表中、真ん中より少し右の差引現在高(D)の合計欄に記載のとおり、地方債の令和元年度末現在高は71億6,433万円でございます。

令和元年度におきましては、折居清掃工場更新事業に係る組合債発行額が、70ページの表、下から2段目の中ほどにありますとおり、4億2,020万円となったものの、これまでの建設事業に要した起債の償還が進みましたことにより、71ページの上の表のとおり、令和元年度末現在高については、平成30年度末現在高72億829万4,000円と比較して、4,396万4,000円の減額となっております。

また、借入先別及び利率別の現在高の状況は、72ページの一覧表に記載のとおり、借入利率では全てが2%以下の低利のものでございます。

なお、組合債の現在高及び償還額の推移につきましては、戻りまして6ページに現時点の事業計画によります今後の見込みをグラフでお示しいたしておりますので、そちらをご覧ください。各年度の元利償還額を棒グラフで、組合債の現在高については折れ線グラフで、それぞれお示ししております。下表4番に記載しておりますとおり、今後につきましては、クリーンパーク折居の建設事業の組合債借入れに伴う償還が順次開始いたします。これまでの建設事業に要した組合債の償還も進んでおり、グラフの左上に四角で囲んでおりますとおり、過去の償還額ピークは平成21年度の13億6,867万円でしたが、今後はこのように償還が集中するようなことはなく、安定的な財政運営が図れる見込みを立てております。

次に、予備費でございます。この説明につきましては、別冊の決算書をお開き願います。決算書の25、26ページの中段をお願いいたします。26ページ右端の

備考欄に記載のとおりでございますが、当初予算額は500万円で、予算の執行過程におきまして、衛生費で、作業中の事故2件に係る賠償金に合計119万4,000円を充用いたしております。

以上、簡単でございますが、議会費、総務費、公債費及び予備費の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○清水章好委員長 これより議会費、総務費、公債費及び予備費についての審査に入ります。

なお、質問に際しましては、決算書もしくは決算の成果説明書の何ページの項目について質問というふうをお願いいたします。

それでは、質疑はございませんでしょうか。

今川委員。

○今川美也委員 よろしくお願ひします。

成果説明書の4ページになります、人件費の明細のところなんですけれども、前年度と比較して1億674万円の減、退職手当を除くと3,186万6,000円の減となっております、職員数で見ると3名の減員ということになっております。

8ページの職員数の推移の方を見させていただきますと、平成13年の166人から令和元年度では89人までで、18年間で77人減員されております。行財政改革として半数近くの減員となっているわけなんですけれども、これは職員定数について、この先、計画とかがあるんでしたら教えていただきたいんですけども。

○清水章好委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 職員数の今後ということで、委員の方が今言っていただきましたとおり、この間、埋立処分場を除きます各工場の民間活力の導入ということを進めてまいりました。また、令和元年度には旧折居清掃工場の解体・跡地整備完了ということ、それと平成30年度からはクリーンパーク折居における長期包括運営、それから、し尿処理方式の変更の開始というようなところもさせていただいております。また、クリーン21長谷山におけます直営職場の保持、技術継承を行うという組合の工場運営の体系というものが現時点で、ある程度完成したと考えております。

したがって、引き続き、し尿の下水道排水の事業を確実に実行するとともに、今後、再任用職員が減少していきますことから、新陳代謝を踏まえ、一定の新規採用職員も補充していく必要があるとは考えております。

当面は、平成30年4月に改正しました職員定数100名、これを上限とした規模による組織運営を考えているところであります。今後、引き続き少子高齢化、人口減少といった社会構造の変化にも目を向け、自治体に求められます簡素で効率的な組織運営、こちらの方を念頭に置きながらも、組合としましては、やはり安心安全な工場運営を実施していくということが必要になってまいりますので、現場に密着した人材育成の体制を構築していく中で、組織の強化というものを引き続き考えていきたいと考えております。

○清水章好委員長 今川委員。

○今川美也委員 ありがとうございます。

100人規模ということで今、分かりましたけれども、これは令和2年度に入ってからのことになりますけれども、今、新型コロナウイルス感染症の影響ということで、その対策で各自治体でも勤務体制を2班体制にされているところもあったり、また、テレワークも導入ということで感染拡大の防止に努めていただいております、感染者が出た場合でも行政を止めないよということを取組をされていらっしゃるけれども、なかなか城南衛管の方では、業務の性質上テレワークなどは難しいかなと思っているんですけれども、その辺りは何か取組というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○清水章好委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 コロナにおいてということで、委員さんがおっしゃられたとおり、当組合については廃棄物処理事業ということで、一日も止めることができないという業務でございます。そんな中で、コロナのときには在宅勤務を取り入れるなり、できる限り接触を減らすという要請の下、実施はさせていただきましたけども、やはり現場に密着したというところでいくと、在宅勤務はなかなか難しいというのが実際のところであります。

そんな中でも、できる限りというのもございますので、今も在宅勤務できる方法をいろいろと検討しながら、来年度についても、そういったところを引き続き検討して、できるところはやっていくというところは引き続き研究していきたいと考えております。

職員の方にも、一般的な感染拡大防止、感染防止、手洗いの徹底でありますとか、新しい生活様式、こういったところの徹底というのを各職員の方にも周知させていただきまして、各職員がそれぞれ頑張ってもらっているという状況でございます。

○清水章好委員長 今川委員。

○今川美也委員 ありがとうございます。いろいろとご努力もいただいているということで、ありがとうございます。

どこの自治体でもそうですけれども、やっぱり公務員の定数管理が言われるようになりまして、人員削減を進めてきていらっしゃるけれども、もう既に職員数が限界まで削減をされてくる中で、今回のコロナ対策にしても、有事の際の対応というのが厳しいレベルまで来てしまっているのではないかなということでも感じております。公務員の定数のことがよく言われますけれども、今もお話を伺いますと、100人規模ということでおっしゃっていただいておりますけれども、やっぱり有事の際の対応を考えますと、現にこれ、89名と100名を切っておりますし、これ以上は減らす気はないということなのかなとも思っておりますけれども、やは

りこの辺りもしっかりとご検討をいただくようお願いをしておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

もう1つなんですが、組合債について伺いたいと思えます。成果説明書の6ページの方になります。

組合債の現在高及び償還額の推移を見させていただいていると、この先10年でかなり現在高が減少する、償還していく計画となっているなど思っています。下の組合債償還状況の方を見ますと、借入れの条件が据置期間が3年、償還期間が12年という条件なのかなということで見ている分かるんですが、建設事業に充てる地方債としては、かなり償還期間が短いんじゃないかなと思っております、建設事業に充てる場合は、費用の平準化という観点から、その取得した資産の耐用年数見合ひで償還期間を定めることが多いかなと思えますが、この条件の理由があればお聞かせいただけますでしょうか。

○清水章好委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 公債費の償還の期間ですけれども、委員がおっしゃるとおり、措置期間3年、それから実際の元金償還12年、合計で15年という形で設定させていただいております。

こちらにつきましては、組合が借りている事業債の方が一般廃棄物処理事業債になるんですけれども、こちらの償還期間は15年以内という形で、これまではなっております。それが令和元年度以降は、これが今、20年以内というものに延長されているという状況であります。しかしながら、この間、償還期間15年ということで、特に建設の方で経費がかかります焼却工場、こちらの方の焼却工場が2つございますので、こちらの方、15年償還でお借りするということで、2つの工場の公債費が重ならないようにということで分担金の平準化に努めるという形で、この間、運営させていただいております。

しかしながら、今、焼却工場以外の建設の方も今後ありますので、そういった起債については、委員さんのご意見を踏まえまして、財政計画との整合を図る必要はございますけれども、償還期間の延長、20年までというのが昨年度から延長可能となっておりますので、こういうのは柔軟に検討していきたいと考えております。

○清水章好委員長 今川委員。

○今川美也委員 ありがとうございます。

ただ、これを見させていただいていると、借入れの利率がかなり低い状況かなと思えますので、安定的にということ考えるのであれば、少し長期でもという選択肢もあるんじゃないかなと思っております。耐用年数があつて、長期で2本と、いろいろとやっていかないといけない中で、どういう方法が有利なのか、また、負担の公平性が高いのかということも併せてご検討いただきながら進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○清水章好委員長 ほかに質疑はございませんか。

亀田委員。

○亀田優子委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、成果説明書の10ページなのですが、令和元年度の契約状況が載っています。その説明のところを読んでいたら、令和元年度、競争入札に可能な限り移行して入札方法の改善に努めてきたとあるんですけども、そこでお聞きしたいのは、競争入札が67件と書いてあります。そのうち指名競争入札の件数はどのくらいやったのか教えてください。

それから、それぞれ競争入札と見積り合わせ、特別指名があるんですけども、それぞれの契約金額の合計で教えてください。

○清水章好委員長 答弁をお願いいたします。

橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 入札件数になりますけども、67件のうち、下の方に表をというところで競争入札の予算額に対する落札額というふうに入れさせていただいております。こちらの方が、金額の方が出ない、単価契約なり、そういったものを除いた件数になっているんですけども、指名競争入札は46件全てが指名競争という形になっています。67件ございますけれども、67件のうち3件が一般競争にしておりますので、その残り64件全てが指名競争入札と考えていただけたらと思います。

次に、競争入札、見積り合わせ、特別指名の金額でございますけども、競争入札の合計の金額が1億1,298万7,808円、見積り合わせが484万円、特別指名が8億7,834万4,411円ということになっております。こちらの方は総額、この180件のうち、金額の出ません単価契約、こちらの方を除いた形で金額の方をお示しさせていただいております。

○清水章好委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 すいません、ちょっと確認なのですが、最初に質問したうち、67件のうち3件が一般競争入札で、それ以外は指名競争入札ということでもいいんですね。分かりました。

2つ目で、競争入札が1億1,200万円ほどで見積り合わせが484万円、特別指名が8億7,000万円ほどということで、入札制度の改善と言ったときに、やはり一般競争入札を増やさないと、なかなか競争性とかというのが担保されないと思うんです。例えば競争入札のうち、令和元年度は指名競争でエコ・ポート長谷山点検整備改修工事その1とか、グリーンヒル三郷山の排水処理施設の脱水機点検整備とかというのがあるんですけども、どちらも指名競争ということですが、日立造船が落札しているんですね。なかなか衛管の場合、焼却施設そのものの建設が日立造船の特別指名というふうにはずっと来ていて、その関係が、やっぱり関連する日立関連の業者が落札するということが多いと思うんですが、もう少し一般競争入

札を増やしていくということができないのかどうか、その辺りを教えてください。

○清水章好委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 うちの運用基準で一般競争入札については、おおむね1億5,000万円以上の工事を対象としておりますことから、対象の業務がなかったというところで少なかったということになっております。

また、当組合、どうしても一部事務組合、非常に業種として狭いところになりますので、これまでも一般競争入札を工事なり、委託の方でも実施しております。その中で、今でも電気の入札の方については3件、売却の方と調達、こちらの方は一般競争入札という形で平成25年度から毎年させていただいております。

そういった中で競争入札、指名競争することで、今のところ、できる限り登録していただいている中から該当するであろうというところをできるだけ多く、担当の方で選んで指名させていただくことで、業者としては非常に多めの業者を選定させていただいて、できる限り競争しているという状況でありますので、ご理解いただければと思います。

○清水章好委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 なかなか指名されても、グリーンヒル三郷山の脱水機点検整備なんかで見えていましたら、15者指名して、そのうち13者が辞退されているんですね。結局、日立ともう1者が入札して、日立が落札というね。そういう入札が結構ありまして、エコ・ポートの点検改修も6者入札となっていましたけど、4者が辞退して2者で競って、日立造船がという。この場合、低入札価格調査制度が適用される案件だったみたいで、その結果、調査したけど問題なしということで日立が落札ということにもなっていますし。やはり多くの業者さんが、対象業務が狭いということですけども、もっと仕事をいろんな業者さんが取れるように、その辺はさらなる入札の改善をしていただきたいなと思います。これは要望しておきます。

あともう1点、成果説明書の11ページに、この10年間の入札制度の改善の取組というのが一覧になっていまして、令和元年度はプロポーザル実施要綱作成とあるんですけども、ホームページで実施要綱を見れるかなと思ったんですが、探当てられなかったんです。どういう要綱なのか、内容を教えていただけたらなと思います。

プロポーザルで何か、令和元年度は契約されたのかどうかも教えてください。

○清水章好委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 プロポーザルの実施要綱作成ということで、こちらの方ですけども、プロポーザル方式といいますのは、技術力を要する調査、設計業務、こういったものにおいて、金額だけで入札するのではなくて、その会社の技術力や実績など、そういったところも評価対象にしまして総合的に判断して最適な業者を選定するというものであります。コンサル業務なんかにおいて、単に金額のみによる競

争で相手を選定するんじゃなくて、最適な業者を選定するということに関しては非常に有効な契約方法であると考えておりましたので、この実施要綱というものを作成させていただきました。

実施要綱といいましても、マニュアルのようなものでありまして、プロポーザル方式を決定するための要件なり、それを審査する委員会の設置、それから提案書の内容なり、候補者の決定と、こういったものの手続、流れのようなものを定めたマニュアルというような形で作成させていただいています。

これまでも、数件ではございますけど、プロポーザル方式という形を取り入れまして、そのときにはその都度、要件なり、基準なり、手続を決定しまして実施するということをしておりましたけども、この実施要綱、マニュアルの作成によりまして、今後そういったことをする折にはスムーズに、スピーディーに進めることができるというところで、契約方法の1つとして実施しやすくなり、有効的な、効果的な事業を実施するということができるのではないかなと考えております。

実際に元年度ですけれども、この要綱そのものは、これまでも素案的に持っておりましたので、要綱のつくられる前にはなりますけれども、ごみ中継の基本計画作成業務、こちらの方をこのプロポーザル方式によって、元年度には決定して事業を実施しているという状況でございます。

○清水章好委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 マニュアルのようなものということなんですが、たしか以前にもお聞きしたときに、第三者的な評価委員といいますか、専門的な見識とか有識者の人が入っていなかったような気がするんですけど、そういった辺りは要綱の中に反映しているか、規定はされているんでしょうか。

○清水章好委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 こちらのプロポーザルの委員さんにつきましては、基本的には内部の職員を、それぞれ業務によって決めまして、委員さんとして選定していくという形になります。中には学識経験者を入れることが可能という形では書かせていただいておりますけれども、これまでのプロポーザルなんかは、基本的には内部の職員を委員さんにして選定しているという状況であります。

ですので、総合評価方式、こちらの選定委員であれば、外部の学識経験者を入れての委員を設置してするという形になっておりますけれども、プロポーザル方式に関しては、そういったところにはなっておりません。

○清水章好委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 京都府のつくっているプロポーザルのマニュアルというか、要綱は、学識経験者なりの第三者的な委員も含めた評価委員とかをつくってやっているのので、その辺は衛管としても、府のそういう要綱なりマニュアルを、やっぱり取り入れたものにしていく必要があると思うので、その辺りは、一旦つくったから終わり

とかじゃなくて、今後やっぱり改善していく、見直していくということが必要だと思うんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○清水章好委員長 西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 当組合のプロポーザル実施要綱というものを策定しております、その中の第7条に委員会の組織の設置規定があります。委員会に委員長及び委員を置き、次に掲げる者のうち管理者が指名する3人以上の者をもって充てるということで、今、総務課長が申しあげました内部の専任管理者はじめ、部長、理事、課長、主幹、それから職員のうち当該業務に関し優れた見識を有する者、さらに学識経験者ということで、この規定に位置づけておりまして、その事業の規模だとか内容等によりまして、その都度、管理者が指名する委員、組織をもって対応していくということで対応させていただいております。

中継所の更新事業につきましては、あくまでも既存の中継施設の更新ということが主な目的でございましたので、そのときは学識経験者は含めないということでもございましたけど、今後、規模等によって学識経験者も参画はあり得るものだと考えております。

○清水章好委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 含めることもできるということになっているようなので、分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

あともう1点なのですが、成果説明書の12ページなんですね。人材育成のことが記載されています。人材育成計画に基づき研修などを行ったとあるんですけども、それぞれ必要な研修については全員受講されたのかどうか教えてください。

それから、もう1点、令和元年度に各施設で発生した事故などの件数、内容を教えてください。

○清水章好委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 研修に関してでございます。組合の方、職員の教育研修体系、こういったものに基づきまして、階層別の研修なり、能力開発研修などを実施しております。令和元年度につきましても、そういった形で実施をさせていただいております。

その中で、例えば3年目研修や4級研修、こういったものについては、対象職員があらかじめ決められておりますので、そういった研修の対象者につきましては、全て受講しているという状況でございます。

また、資格取得の研修等もでございます。こういったものにつきましては、職場ごとの取得計画というものがございますので、それに応じて必要な職員が受講しているという状況でございます。

また、環境法令研修など、全員が対象となる研修につきましては、基本的には本庁の方とクリーン21長谷山、長谷山エリアの2か所で実施するという形にしてお

ります。しかしながら、勤務の関係上、どうしても全員が受講するということができない場合が多々ございます。そういった場合には、受講者の方が研修の講師という形になりまして、各所属の所属内での会議、こういったところで伝達研修というような形を実施していただきまして、それぞれが知識を共有して、組織全体で底上げをするということを実施しております。

○清水章好委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 各施設で発生しました事故の回数、内容についてですけれども、まず、職員の方ですけれども、職員の公務災害の認定事案ということで1件、リサイクルセンター長谷山の方で発生をしております。内容につきましては、左手首の骨折という事案でございます。

もう1点、今度は委託業者の労働災害の件数ですけれども、これも1件、報告を受けておりまして、これはクリーンパーク折居で発生をいたしております。これは作業点検中に起こりまして、パイプとパイプをつないでいますフランジというものがあるんですけれども、それをちょっと緩めたときに、中から異物が飛び出して目に混入したという事案で、計2件ということでございます。

○清水章好委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 ここで聞きたかったのは、やはり職員が89人まで減ってくる中で、やっぱり直営の職員さんたちの安全面も含めた研修が非常に重要やなと思っています。過去にも腕の切断とか、いろんな重大な事故が発生しているということを考えてときに、令和元年度も骨折だとか、こうした事案が2件発生したということなんですけど、この辺りは労基署からの指導とか、その辺りはどんなふうになっているのか、もう少し教えてください。

○清水章好委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 4日以上とかの休業になっておりませんので、労基署等からの特に指導はございませんでした。

○清水章好委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 分かりました。

なかなか直営の職員さんがしっかりと安全確認を行いながら作業しないと、委託業者への監督とか、そういったこともできないと思いますし、本会議のときにも1件、質問しませんでしたけど、不燃物のピットのクレーンと、そこにごみを落とそうとして来た車が接触して損傷したという事故も発生したというのも報告を受けましたので、そういう重大な事故だけじゃなくて、日々の、毎日の業務の安全確認とかをきちんとやっぱりやってほしいなと思います。これは要望しておきます。

以上です。

○清水章好委員長 ほかに質疑はございませんか。

坂本委員。

○坂本優子委員 質問が重複しないようにいたしますが、先ほどの成果説明書の10ページのところで入札の関係の質問があったんですけども、一般競争入札は1億5,000万円以上のものであったんですけども、それが元年度は3件でしたかね、であったということなんです、それ以外は全部競争入札という形で、一般的な広く広げたということにはなっていないかと思うんですけども、随意契約のところでは、見積り合わせ、特別指名という形であるんですけども、それは金額的には別に関係ないわけですか。見積り合わせのところは幾らの価格とか、特別指名のところは幾らとか、金額的にはそれは設定がされていないのでしょうか。

それと、もう1つ、そういう随意契約なんかをされるときに、それは衛管が指定したこの管内の業者になっているのでしょうか。どういう募集をかけていらっしゃるのでしょうか。

○清水章好委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 一般競争入札の基準がおおむね1億5,000万円以上というふうにはしております。今、令和元年度、電力入札3件、一般競争でさせていただいておりますけども、こちらの方は1億5,000万円以上というところでさせていただいているものではございません。あくまで指名競争入札の指名業者では、要は業者数が確保できませんので、一般競争入札を実施させていただいているという状況でございます。

あと、随意契約、見積り合わせ、特別指名の金額的な基準ということですけども、基本的に50万円以上のもので、入札できるものは入札しております。それ以下のもので、ここに書かせていただいておりますのは、総務課の契約担当の方で一括して事務を取り扱ったものを書かせていただいております。ここでやる見積り合わせは基本的には50万円以下のものが見積り合わせという形になります。契約担当で実施しない、各原課でやっている見積り合わせも当然ございますけども、こちらの方は、こちらの表には記載していないということになっておりますので、これ以外にも当然ございます。

あと、特別指名に関しましては、基本的には、うちの指名登録業者の特別指名という形でさせていただいております。特段、特別指名の方に金額的な幾ら以上、幾ら以下、こういったものは特にございません。やはり地方自治法に基づいて、特命随契約の理由に合致するものについて、その事業に対して実施しているというものでございますので、特に組合でいけば、やはり現場の方のプラント関係の業者との随意契約、これは当然多いというのはこれまでも説明させていただいておりますとおりです。やはり一日も止めることができないという施設でございますので、やはり知識、経験、そういったものを有したところにきちっとやっていただくということが必要なものについては、特別指名という形で実施させていただいているという状況で

ございます。

○清水章好委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 それはこの衛管管内の登録業者ということになるのでしょうか。

それと、確保できないということでおっしゃっているんですけども、それは特段に難しい業務だからということで確保できないということになっているのでしょうか。

○清水章好委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 指名登録業者に関しましては、管内だけではございません。京都府下、全て、全国から指名登録業者の募集をしておりますので、それに応募された方が基本的には登録業者という形にしております。その中から指名競争入札の応募業者を指名するなり、特別指名も、その中から基本的には契約しているという状況であります。

先ほど言いました電力に関する一般競争入札ですけども、要はこちらの方、電力の売却には経済産業省の方の登録の業者というふうになっておりますので、そういった業者がうちの方に指名登録が非常に少ないものでありますから、それではできませんので、広く一般競争入札という形で公募させていただいて、資格の中で、そういった経済産業省の登録のある方というような形の資格をつけまして、公募して入札しているという状況であります。

○清水章好委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。

入札監視委員会というのは衛管の中にはあるんですよね。定期的にそういう検証なんかはされていらっしゃるんですか。

○清水章好委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 指名業者の選定委員会というものはございます。当然それは入札する、どういう業者を指名していくのかというところを選定する委員になります。定期的にやっているのかと言われますと、当組合の場合、毎年同じような整備、同じような業務というのが多うございますので、そういったものについては毎年実施するということはございません。例えば特段、今年度に特化したような業務があったという場合には、前段で指名選定委員会を開いて、それについて少し協議していただくということがございます。

あとは低入札調査委員会というものもございます。先ほどありましたように、低入札の案件になりましたら、当然、低入札調査という形で調査を実施していきます。この調査結果を踏まえて、その低入札委員会の中で業務を履行可能かどうかというところを検討していただく委員というのはございます。

○清水章好委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 何を心配しているかといいますと、全国で随意契約なんかで入札の場合とか、そういう場合、いろいろ業者と執行機関のところでのいろんな癒着が生まれて、起こると。私はここの衛管がそうなっているなんていうことは一言も思っていないんですけども、そういうことがやっぱりまま発生して、これだけ景気が悪いと、さらにそういうことが発生しやすいだろうなということを思って質問をしたわけなんです。そういうことについては今後も監視をしっかりとさせていただきたいなと思います。

もう1つ、先ほどもありましたが、職員の関係なんですけども、今川委員も質問されて、亀田委員も質問されているんですけど、やっぱり技術が継承されていかないと、現場の仕事というのは、事故も起こりやすくなってくるし、一日も休むことなく営業していかなくちゃあかんわけで、そういう技術の継承ということを考えたら、年齢的にやっぱりうまいこと退職する、新しく入ってくる、中堅で育てる、そういう年齢構成になっているんでしょうか。年齢構成のところを教えてくださいませんか。

○清水章好委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 年齢構成の方ですけども、すいません、今、資料があるのは今年度末ということで書かせていただいております。20代が9%、30代が32%、40代が30%、50代が22%、あとはフルタイムの再任用さんもございますので、60代が約6%となっております。

○清水章好委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 今はまだバランスよく年齢構成はいつているのかなと思うんですが、若いところの20代のところでは、やっぱり力を込めて採用していかないと、うまいこと技術が継承できるように努力していただきたいなと思います。  
以上で終わります。

○清水章好委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水章好委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で議会費、総務費、公債費及び予備費についての審査を終結いたします。

[衛生費]

○清水章好委員長 次に、衛生費について説明を求めます。  
西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 それでは、続きまして、衛生費全般についてご説明申し上げます。

衛生費は、組合の根幹業務でございます、し尿及びごみ部門の管理運営や処理・処分等に要する経費が主なものでございまして、衛生費を構成いたします目ごとに順次ご説明を申し上げます。

最初に、説明書の60ページ、清掃総務費でございますが、決算額は4億7,494万1,794円で、前年度比較では2,784万7,195円の減額となっております。主な経費といたしましては、一般職員56人及び再任用短時間勤務職員12人の人件費やエコ・ポート長谷山工房スタッフなどの嘱託職員3人の報酬などのほか、ダイオキシン類測定に要した経費、場内整備管理業務委託料などがございます。

なお、各工場別一般職員給与の決算額の状況は、55ページの令和元年度職員給与費決算額調べの清掃総務費欄に記載のとおりとなっておりますので、ご覧おき願います。

次に、61ページ、し尿委託費でございますが、決算額は2億372万7,212円で、し尿収集運搬委託料が積算上の収集必要車両の減少等に伴って減額となったことや、転廃業助成金が前年度の2台分から皆減となったことなどにより、合計では前年度比較で7,540万8,269円の減額となっております。

なお、令和元年度のし尿収集実績の詳細は、戻りまして19ページでございます。表11に掲載いたしておりますが、し尿の収集量は年々減少しており、令和元年度におきましても、表の下から2段目ですが、前年度比較で600.45kl、4.87%減少し、1万1,728.50klとなっております。

なお、これまで5業者に委託していたし尿収集運搬業務につきましては、令和2年度から事業協同組合への一括委託を開始しており、収集体制の効率化を図っております。

また、20ページに記載しております、浄化槽汚泥の清掃につきましては、管内6企業に許可を行っているところでございます。事業の実績につきましては、表12及び13に記載いたしておりますが、表12のとおり、浄化槽汚泥の搬入件数も近年減少傾向にありまして、令和元年度の搬入件数は、前年度から617件減少し、9,974件となっております。汚泥の搬入量につきましても、表13のとおり前年度から1,616.08kl、6.56%減少し、2万3,037.29klとなっております。

次に、再度61ページをご覧ください。徴収費でございますが、決算額は886万9,889円で、その主な経費は、し尿処理手数料に係る収納システムの維持管理に要した経費や納付書等の印刷・郵送料など、収納事務に要した経費などがございます。令和元年度は、収納システムの更新を実施したことにより、前年度比較で657万4,490円の増額となっております。なお、し尿処理手数料の過年度分の過誤納還付金として、1万3,450円を支出いたしました。

くみ取り世帯の状況につきましては、戻りまして20ページでございます。下の表15に記載をいたしておりますが、管内の下水道の普及によりまして、くみ取り世帯は年々減少しており、令和元年度末し尿収集登録世帯は、前年度から255世

帯減少し、3,202世帯となっております。

次に、62ページをご覧ください。し尿処理費でございますが、その主な経費は、クリーンピア沢の運転・維持管理に要した経費などでございます。決算額は1億4,636万3,225円で、前年度比較では2,454万5,440円の減額となっております。この要因は、し尿等の搬入量の減少に伴い、下水道排水に係る下水道使用料が減少したことなどによるものです。

戻りまして、21ページの表16をご覧ください。し尿及び浄化槽汚泥の全体搬入量は、先ほど申し上げましたとおり近年減少いたしておりまして、令和元年度は合計で3万4,765.79klの搬入がございましたが、その全量につきまして、クリーンピア沢において前処理と希釈処理を行い、公共下水道への排水を行っております。

続きまして、63から64ページをご覧ください。ごみ焼却費でございます。決算額は14億5,869万6,662円で、前年度比較では5,031万9,351円の増額となっております。ごみ焼却費のうち、クリーン21長谷山についての決算額は、63ページの一番上右側、10億7,064万1,972円で、前年度比較で1,083万8,637円の増額となっております。主な増額要因は、老朽設備等の改修整備工事費の増等によるものでございます。主な経費といたしましては、夜間及び土日昼間運転の委託経費のほか、施設整備費、薬品・油脂類購入費、光熱水費・燃料費及び焼却灰の運搬・処分費など、施設設備の運転・維持管理に要した経費でございます。

戻りまして、25ページ②クリーン21長谷山の段落中の記載にありますとおり、クリーン21長谷山は当組合のごみ処理事業における中核工場として、組合に搬入されました可燃ごみ量全体の62.89%に当たる5万4,825.98tを処理したところでございます。

また、29ページの表23に記載をいたしておりまして、ごみ発電による発生電力を工場運転用電力として使用し、余剰電力を電力会社に売却いたしましたほか、30ページの表24に記載をいたしておりまして、焼却灰中の鉄類を回収し、資源化をいたしております。

次に、クリーンパーク折居の運転管理に要した経費でございます。決算額は、64ページの中段にありますとおり3億8,805万4,690円で、前年度との比較では3,948万714円の増額となっております。主な増額要因は、2年ごとに行うボイラー検査等に必要な設備の補修の実施に伴い、DBO方式で実施しております長期包括運営管理業務委託料が増加したことによるものでございます。そのほか、主な経費といたしましては、焼却灰の運搬及び処分に要した経費などがございます。

戻りまして、25ページ①クリーンパーク折居の記載にありますとおり、クリーンパーク折居は、組合に搬入されました可燃ごみ量全体の37.11%に当たる3万2,345.38tを処理したところでございます。

次に、29、30ページをご覧ください。クリーンパーク折居では、クリーン21長谷山と同様に、ごみ焼却熱エネルギーを利用した発電設備と、焼却灰中の鉄類を回収し、資源化できる設備を備えております。29ページの表23に記載をいたしておりまして、その発生電力を工場運転用電力として使用し、余剰電力を電

力会社に売却いたしましたほか、30ページの表24に記載をいたしておりますと  
おり、回収した鉄類を売却いたしております。

次に、64ページをご覧ください。表の下段、ごみ中継費でございますが、これ  
はごみ収集輸送の効率化と構成市町間の公平性を確保するために必要な、ごみの中  
継運搬経費でございます。決算額は4,983万627円となっております。主な  
経費といたしましては、ごみ中継の運転管理業務委託や、車両の維持管理に要した  
経費などのほか、ごみ中継施設の更新検討に要した経費でございます。現行のごみ  
中継施設につきましては、供用開始から40年以上が経過し、老朽化が著しい状況  
となっていることから、ごみ中継事業の今後の在り方について検討した、ごみ中継  
施設整備基本計画を策定いたしまして、今年2月の廃棄物処理常任委員会において  
ご報告をさせていただいたところでございます。

次に、65ページのリサイクル費でございます。決算額は3億807万8,64  
2円で、前年度比較では3,035万2円の減額となっております。これは、施設  
の定期点検整備工事費が減少したことなどによるものでございます。このほか、主  
な経費といたしましては、缶・瓶・ペットボトルの選別委託料やプラスチック製容  
器包装資源化施設の運転委託料などの容器包装廃棄物等の資源化に要した経費、施  
設設備の運転・維持管理に要した経費及びリサイクル工場の運営に要した経費など  
でございます。令和元年度におきましても、構成市町と連携・協同してプラスチッ  
ク製容器包装を含む容器包装廃棄物5品目などの資源化に努めますとともに、剪定  
枝のチップ化物の住民・事業者配布事業にも取り組んだところでございます。また、  
エコ・ポート長谷山では、廃棄物を資源として再利用する資源循環型社会構築への  
PR施設として、開設以来、リサイクル工場、住民教室及び小学校の施設見学など、  
様々な取組を行ってまいりました。

戻りまして、33から36ページに記載をいたしておりますが、工房運営につきま  
しては、エコ・ポート長谷山を拠点として、休日の工房開催のほか、平日に着物リ  
フォーム教室などを開催しました。また、住民要望に応えまして、ご依頼のありま  
した管内自治会や小学校等に出向き、環境講座や教室を開催するなど、工房参加の  
促進に努めたところでございます。

次に、66ページをご覧ください。ごみ破碎費でございます。ごみ破碎費は、リ  
サイクルセンター長谷山でのごみの破碎処理に要した経費でございます。決算額は  
2億1,270万1,853円で、前年度比較では1,196万1,966円の増額と  
なっております。この主な要因は、施設の定期点検整備工事費が増加したことや、  
破碎処理・選別後の不燃ごみの埋立量の増加に伴い、宇治廃棄物処理公社への処分  
委託料が増加したこと等によるものです。このほか、主な経費といたしましては、  
破碎ごみの運搬委託料、工場運転に要した電気使用料、破碎機交換部品の購入に要  
した経費などでございます。

令和元年度の不燃・粗大ごみの処理実績は、戻りまして37ページをご覧ください  
ます。表34に記載のとおり、前年度から1,145.43t増加し、1万5,524.  
47tとなっております。

次に、67、68ページをご覧ください。ごみ埋立費でございます。決算額は9,  
273万3,688円で、前年度比較では3,010万3,540円の増額となっ  
ております。この主な要因は、大阪湾広域廃棄物埋立処分地整備事業負担金の増額等

によるものでございます。主な経費といたしましては、グリーンヒル三郷山埋立処分地及び奥山排水処理施設の点検整備等に要した経費や、排水処理施設の運転等に要した光熱水費などでございます。なお、ごみの最終処分は、組合のグリーンヒル三郷山のほか、宇治廃棄物処理公社及び大阪湾広域臨海環境整備センターで行っているところでございます。

戻りまして、38ページをご覧ください。令和元年度の最終処分実績につきましては、中段の表38に記載のとおり、前年度から482.16t増加し、1万6,949.15tとなっております。

なお、平成26年8月より施設の稼働を再開いたしております奥山排水処理施設につきましては、39ページの表40のとおり、放流水の水質測定結果を掲載しておりますが、いずれの項目につきましても基準値を満たしております。

次に、68ページをご覧ください。新折居清掃工場建設事業費でございます。決算額は6億2,209万5,445円で、前年度比較では3億469万5,445円の増額となっております。これは、最終年度を迎えた旧折居清掃工場の解体及び跡地整備工事において、事業費が大きく増加したことによるものでございます。なお、本工事の完了に伴いまして、クリーンパーク折居の建設を含め、6か年に及びました折居清掃工場更新事業につきましては、全ての事業工程を完了いたしております。

これまでの事業費や工事工程につきましては、戻りまして40ページに記載いたしておりますので、ご覧おき願います。

以上、簡単でございますが、衛生費関係の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○清水章好委員長 これより衛生費の審査に入ります。

質疑はございませんか。

谷委員。

○谷 直樹委員 失礼いたします。

まず、衛生手数料についてなんですけれども、説明書の2ページですかね。このうちの使用料手数料が4億7,128万9,000円ですかね。そのうち、この欄のごみ処理処分手数料が3億8,506万3,000円という数字があるんですけれども、それに絡めて22ページ、説明欄のごみの処理・処分及び資源化に関する事務の中で、可燃ごみ及び不燃ごみの事業系（自己搬入）可燃ごみ及び事業系（自己搬入）不燃ごみとあるんですけれども、この部分は当然、家庭から出たごみを自己搬入されているかなと予測するんですけれども、まず、この自己搬入等々をする場合の手法とか、あと、搬入方法、これをお聞きしたいんですけれども、お願いいたします。

○清水章好委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 事業系のごみの搬入の方法ということですが、組合の施設にごみを持ち込んでいただきます場合は、まず、発生場所の市町の窓口の方でごみの内容を確認していただき、ごみの内容に応じて搬入先の施設を指示する書類を発行していただいた上で、各施設に搬入をしていただいていると

いうところでございます。

また、こちらは可燃だけではなく不燃も同様の手続となっております。

ただ、事業所から発生する可燃ごみの場合は、多くの量が継続して発生するということがございますので、その場合は計量用の搬入カードというものをお渡しして、処理施設へ直接搬入するという方法も取っております。

○清水章好委員長 谷委員。

○谷 直樹委員 ということは、各市町で窓口があって、そこへ家庭から出たごみ等をまずは受付をして、その中で判断されて各施設の方へ搬入するという方法だと思うんですけども、これ、自分で車を運転して、そこへ例えばごみを持って行って、そこで判断される、このケースはいいと思うんですけど、例えば高齢の方なんかやったら、なかなかそういう手続がでけへんという場合、搬入の運送業者ですかね、等々の搬入もあるかなと思うんですけど、そのとき、例えばそのごみが家庭から出たごみであるかどうかという判断基準というのは、例えばそれがどこの誰々のごみですということ判断されるのか、その辺、基準というのがどうかなというのが1つ、もう一度お願いしたいのと。

計量の事業用の場合は券ですかね、発行されて持込みということをおっしゃいましたが、それも併せて、どういう判断基準をされるのか、お聞かせください。

○清水章好委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 まず、ごみの判断についてなんですけども、それが家庭で発生するのか、業者さんの方が発生させたのかということにつきましては、各市町さんの判断ということになりますので、我々の方で判断するのではなく、各市町が判断して、その結果をもって私どもが受け入れるということになっております。

また、計量カードを出す、出さないということにつきましても、基本的には市町さんの方で判断をされるんですけども、そこが継続的に搬入されるごみに対して、それが毎回同じような性状で同じようなものが継続して出されるんだと、それが確かにうちの基準に適合しているんだということを市町さんの方で判断していただいた上で持って来ていただくということになりますので、基本的には各市町さんの方で判断していただいているということになります。

○清水章好委員長 谷委員。

○谷 直樹委員 分かりました。それは各市町の担当者の方が判断されるということですから、衛管としては任すということだと思うんですけども、これは難しいと思うんですよ、今おっしゃったようにね。個人の判断ということになるか、その基準がどうかというのも、そこまで僕は調べていない、分からないんですけども、やはりこれから、今、高齢化社会とかで、例えば遺産の処分とか、また空き家等々がたくさんあるんですけども、そこのごみ等々の処分をするのに、ここを見ていま

すと、結構プラス、自己搬入、可燃ごみが83 t増えているのかな。不燃ごみが516 t増えているということ、数字が出ていますけども。

要は、ごみ減量、資源化と言われていた時代に、これから、今申しましたように高齢化とか、空き家とかで遺品整理とか、要らんごみとかいうのが出てくる可能性が多々あると思うんですけど、そこで、どういう判断をされて、この処分するということが現実あるんですけど、衛管としたら、例えば自主財源の確保をするのに、これでお金が当然入ってきますから、それはプラス要素でええと思うんですけども、今申しましたように、ごみ減量、資源化等々から考えると、ちょっとその辺がどうかかなという、僕は疑問に思いましたので、今回この質問をさせてもらたんですけども。

それと、平成30年、令和元年と、ほぼ数字が一緒なんですよね、これ。ところが、これはあくまで令和元年度の決算ですから、今年度なんかやったら、コロナ等々で家におられて、ごみ、要らんやつを処分して片づけたということも、ちらちら聞きますのでね。今後増える要素もあるし、それとプラス、今の遺産整理とか空き家等々の処分をするのに、そこで出たごみ、これも今後増える可能性があるの、その辺、今申しましたように、ごみの減量、資源化等々の反対の感じになるのかなと。地球温暖化対策のCO<sub>2</sub>削減に向けてということで、いろいろやってはりますけども、その辺がちょっと今後の課題かなと思うんですけど、その辺どういうお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○清水章好委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 確かに不燃ごみについては若干、事業系、自己搬入を含めて増加傾向にあるのは確かです。その主な要因は、やはりこの間、甚大な自然災害における、例えば平成30年度でありましたら大阪北部地震、または台風の問題等もありましたし、平成30年度のときにも若干、不燃ごみの搬入量が増加しておりました。それを引きずって元年も若干多かったというところは、現実、実績としてあったのかなと考えております。

不燃ごみにつきましては、先ほど委員さんの方からもありましたように、コロナに関しましては、先生方の方にお知らせさせていただいているとおり、この間、4月から6月の間に500 t増加したというのも事実であります。このように不燃ごみにつきましては、今後、様々な要因、自然災害なり、緊急事態の状況であり、増える要素は十分あると認識しておりますので、この辺については今後注視してまいりたいと考えています。

なお、可燃ごみについては微増という状況ですので、この点につきましても、今後、先ほど委員さんからありましたとおり、事業者の方々におきましては適切な分別をしていただいて、また、資源にできるものはしっかり資源にさせていただいて、当組合の方に搬入をしていただきたいと思いますし、その点につきましても、一部の事業所の中では、やはり不適切なものが入っているという状況が見受けられますので、構成市町の担当課と共に協働して、適正な搬入指導徹底に努めてまいりたいと考えております。

○清水章好委員長 谷委員。

○谷 直樹委員 今ご答弁いただきましたように、自分で判断するという、自分の責任でもって常識の範囲でということもよく分かるんですけども、なかなかこれ、昨日も私、テレビを見ていますと、今、メルカリってありますね。自分の要らんものをメルカリのサイトで、いわゆる個人間売買ということも、昨日テレビであったんですけども、いろんな、例えば1軒の家でちょっと整理すると40点から50点のものが出てきたと。それをメルカリのサイトでもってやったら、3日で半分ぐらい売れたということもありますしね。今後、リサイクルという観点では、日本というのはぜひいたく南国でありまして、いろいろと不要なものを皆さん、お持ちだと思えますし、私も持っていますし、その辺をこれからリサイクル等々の資源化ということで、もう1つPRの方もしていただきたいと思えますし。

それと、私が一番心配するのは、工場等々が、特に可燃ごみなんかやったら、クリーン21長谷山とクリーンパーク折居ですかね、で処分されているということですし、それと、不燃、粗大ごみは三郷山ですかね、の方で最終処分とかいうことで、今、答弁ありましたけども、今後増えた場合、どれぐらいキャパがあるのかなと。例えばこれがオーバーしちゃうと、クリーンパーク折居なんかやったら、反対に規模を縮小されたということも聞いていましたし、焼却能力ですね。クリーン21長谷山の方はちょっと増えているのかな、資料を見ていますと。それと、三郷山も最終処分で大阪湾もありますけども、これ、限度があると思うんですよね。そういうときは例えばどうしていくかということも、これを加味しながら、今後の事業展開もしていただきたいと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○清水章好委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 ごみの処理能力とキャパの関係なんですけども、例えば可燃ごみの処理施設ですと、クリーン21が1日240t、クリーンパーク折居が1日115tの最大処理量というところで設定をさせていただいております、こちらについては構成市町が収集する可燃ごみのほか、事業所から出る一般廃棄物や家庭からの持込みごみ、こちらの方を処理しているんですけども、その処理能力を決定するにおきましては、それらの一般廃棄物を処理するために必要最低限の処理能力に加えまして、若干の災害廃棄物の量を見込んだ上で設定をしております。

ですので、このクリーンパーク折居の方が平成30年度から稼働しているというところがございますので、實際上、それほど大きな余裕を持っているということにはございません。ですので、実際、公称の能力というところではいきますと、クリーン21と折居を足した公称能力が約9万5,000tほど処理能力がある中で、現行の処理量というのが大体8万5,000t程度ですので、10%程度の余裕があるように見えるんですけども、実際は施設の老朽化であるとか、持って来ていただくごみが適正でないと処理能力が、うまく処理できなくて落ちるといったところもございますので、実際はもう少し小さなキャパになっていくのかなと考えております。

○清水章好委員長 谷委員。

○谷 直樹委員 最終処分の件。

○清水章好委員長 親見グリーンヒル三郷山所長。

○親見善人グリーンヒル三郷山所長 グリーンヒル三郷山の埋立処分につきましては、埋立計画容量20万 $\text{m}^3$ となっております。令和元年度の埋立実績につきましては、1,901.82 $\text{m}^3$ の埋立処分を行い、累計埋立量が9万9,426.95 $\text{m}^3$ 、残余容量が10万573.05 $\text{m}^3$ 、進捗率が49.71%、約半分弱の進捗率となっております。埋立ての処理量といたしましては、20万 $\text{m}^3$ 埋め立てすることができるということでご理解願いたいです。

○清水章好委員長 谷委員。

○谷 直樹委員 ありがとうございます。

今、ご答弁いただきましたように、焼却の方は10%、三郷山の方は、まだ半分以上あるということですが、いずれにしても、やっぱり資源化、ごみの減量というのが、これからますます地球温暖化対策、CO<sub>2</sub>削減ということで国の方針もありますけど、それに向けて皆さん、日々努力していただきたいと思いますので、今後とも、その辺の観点からよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○清水章好委員長 ほかに質疑はございませんか。

原田委員。

○原田周一委員 すいません。先ほどからお聞きしてまして、ごみの埋立費のことでちょっとお聞きしようと思っていたんですけど、三郷山の機器の修繕の費用やという説明もありました。

それで、ただ今、三郷山のキャパのこともご答弁ありまして、まだ約半分ぐらいの余力があるということなんですが、その中で、説明書の67ページを見てみますと、大阪湾広域廃棄物埋立処分地の事業費ということで3,200万円、一番下の段なんですけど、ここに載っています。負担金ということで。括弧してページ70ということで、この70ページを見てみますと、この事業のところで、概要のところには3行書かれているんですが、1番目がフェニックス、これが組合の負担金、それから2行目に基本計画変更に伴う事業費調整に係る組合負担金という項目があります。これが2,200万円ほどなんですけど、主にこの3,200万円の総事業費のうちのほとんどがこの金額で占められている。この「基本計画変更に伴う」ということが書かれているんですが、この内容について教えていただきたいと思うんですが。

○清水章好委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 失礼します。今、委員のご質問がありました「基本計画の変更に伴う」というところなんですけども、大阪湾広域臨海環境整備センター、いわゆる大阪湾センターと呼ばせてもらいますけども、大阪湾センターの方で平成30年度におきまして、大阪湾センターの持っておられる基本計画を変更するというところで、それに伴った費用になっておりまして、その基本計画の変更の内容なんですけども、大阪湾の方では一般廃棄物、いわゆる公共系の廃棄物と民間系の廃棄物を受け入れて運営されております。その割合が、公共系につきまして約58%、民間産業系が42%というものになっておりました。これを、公共系を62%、4%プラスですね。民間系の方を38%ということで4%削減するという量の調整を行いまして、受入枠を変更しております。

これにつきましては、民間系の搬入が一定、量が下がっていきまして、一般廃棄物の方がほぼほぼ大きくなってきたというのが主な理由となっておりますけども、この変更に伴いまして、受入期間が伸びました。この受入れの対象枠を変更したことによって、伴う事業費が公共系の方に負担されまして、その賦課をそれぞれ168市町村における受入枠の比率に応じて、負担金としてそれぞれ請求されております。これが30年に請求されまして、31年度にお支払いしたとなっております。これが2,200万円というのがその内訳になっているところでございます。

ちなみにこれ、今回、変更に伴いました金額ですので、今回限りというあたりで請求されているものになっております。

以上です。

○清水章好委員長 原田委員。

○原田周一委員 ありがとうございます。今のお話で168市町村が負担ということで、あくまで一過性のものやと、今後これは発生しない。

それと、今のお話で公共系の廃棄物、これの受入枠のパーセントを上げたということで、結局、埋立地の長寿命化というんですか、図るということなんですけど、そうなると、私は思うんですけど、以前、ダイオキシンの問題とか、いろいろあって、このフェニックスの方でも相当厳しい状況になっていたと思うんですが、公共系ということで上げるというのは、やはり前にそういう問題があったから、こういう具合な見方というんですか、変更されたということでもないんですか。民間の方を下げたということは。

○清水章好委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 民間系と一般系の方の終了の期間をそろえるという意味で、入ってくる量に差がありましたので、それを整えるという意味で、公共系を増やして民間系を減らしたというふうになっております。つまり、公共系の方が多いんですけども、大きい枠なんですけども、入ってくる量が多かったんで、民間系の方がまだ余裕があると。終了期間を合わそうと思ったときに、公共系の枠を増やして、結果、最終終了する期間をそろえようといったのが主な変更の内容となっております。

先ほど、今回一過性で今回限りとおっしゃったことについて、ちょっと補足させていただきますと、毎年、大阪湾につきましては、市町村説明会をされております。今年度も既にされておりました、その中で少し言及がありましたのが、もともと令和9年までの期間を令和14年まで延ばしたのが今回の変更なんですけども、今後それをさらに変更する可能性があるということを示唆されておりました。沈下量なり搬入量の減少というのに伴って、もしかしたら今後、もう一度か何か分かりませんが、検討されているというところで、またその検討が出次第、お知らせがあるというのは聞いておりますので。今回の変更は今回限りですけども、またある可能性があるというあたりはお聞きさせてもらったので、重ねてご報告させていただきます。

○清水章好委員長 原田委員。

○原田周一委員 ありがとうございます。今のお話で、将来その変更があったときに、またそれに伴う費用の発生があるということが考えられるという理解でよろしいわけですね。結構です。

以上です。

○清水章好委員長 暫時休憩いたします。

午前 11時47分休憩

午後 0時33分再開

○清水章好委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、奥田副管理者は他の公務のために退席されましたので、ご報告申し上げます。

栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 すいません。午前中の質疑の中で衛生費のところ、令和元年度におけます公務災害等についての件数に対しまして答弁させていただいた点について補足説明させていただきたいと思っております。

まず、委託の方、労災1件ということでありまして。この点につきましては、休業を4日以上必要としないので、労働基準監督署への届出は必要ございません。よって、労働基準監督署からの指導等はありません。

また、職員の方なんです、こちらの方につきましては、安全衛生規則第97条第1項の規定に基づき、労働者死傷病報告を行っておりまして、その結果、労働基準監督署の方から指導等がなかったということで補足させていただきます。

以上であります。

○清水章好委員長 衛生費につきまして、ほかに質疑はございませんか。

亀田委員。

○**亀田優子委員** まず、説明書の22ページで、先ほども午前中ちょっと出ていましたが、事業系ごみについて伺いたいと思います。

ここにありますように、事業系は可燃ごみと不燃ごみというふうに分けられているんですけども、どのようなごみを事業系として分類しているのか教えてください。

それから、事業系ごみを衛管で受け入れる際のルールについても教えてください。

また、持ち込むために業者さんなどは必要な許可などが要るのかどうか教えてください。

○**清水章好委員長** 川戸クリーン21長谷山所長。

○**川戸辰也クリーン21長谷山所長** 事業系ごみの件についてですけども、まず、事業系可燃ごみといいますのは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、一部の業種は除くんですが、紙くずであるとか木くず、繊維くず等につきましては一般廃棄物に分類されております。この事業活動に伴う一般廃棄物のことを事業系一般廃棄物と呼んでいるところでございます。具体的には紙くずであるとか、厨芥類、食品残渣みたいなものであるとか、あと、草木類、こういったものが主なものとして入っております。俗にプラスチック、金属、瓶というようなものは、法律上は産業廃棄物となりますので、当組合においては搬入禁止物となっております。

持ち込むために必要な許可であるとかルールということなんですけれども、事業系一般廃棄物につきましては、排出した事業者さんが自らごみを持ち込むか、収集運搬業者さんなどが運搬するという方法で組合の処理施設の方に搬入されております。このごみを持ち込む場合は、各市町におきまして、持ち込むごみが組合の搬入条件、搬入の基準に適合しているか確認を受けていただくということがルールとなっております。

○**清水章好委員長** 亀田委員。

○**亀田優子委員** そうでしたら、ここにあります不燃ごみのところの事業系不燃ごみというのは、金属とか、そういったものは産廃に当たるということなので、どういう種類になるのか、もう少し教えてください。

それから、私は八幡市ですけども、八幡市の登録業者さんは市に届けなくても自ら持ち込めるというルートもあるんでしょうか。その辺りをもう少し教えてください。

○**清水章好委員長** 山内リサイクルセンター長谷山所長。

○**山内皇太郎リサイクルセンター長谷山所長** ただ今の不燃ごみについてのごみ種ですけれども、事業所から出る廃棄物ということで、木くず等と、金属、プラスチックを含まない廃棄物として各市町、八幡市さんでしたら八幡市さんの役所で確認されたごみを組合の方に搬入されるということになります。

また、直接ごみを搬入する場合がございますが、これも、先ほど説明がありましたが、八

幡市に一旦ごみを見せていただき、その内容物によって搬入指示書というのが発行されますので、その内容のものを処理施設に運ばれて、不燃物であればリサイクルセンター長谷山に運ばれ処理されるというものになります。

○清水章好委員長 登録業者のルール等の質問があったかとは思いますが、ルートですか。

池本施設課長。

○池本篤史施設課長 許可制に関わることかなと思いますが、許可制に関しましては、各構成市町の方の自治事務でございまして、法にも市町村が許可することになっております。それぞれお考えをお持ちであると思っておりますので、詳細については市町の方の担当の方にお聞きするのがよろしいのかなと思うんですけども、基本的には、当組合の方は、先ほども申しましたとおり、搬入されるものの条件について、市町の方で適切に指示していただいて搬入していただきたいというのがございますので、その辺りは市町さんの方には常々申ししておりますので、許可制に関しては、詳細の方は私の方ではお答えすることではないのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○清水章好委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 夏頃なんですけど、市民の方たちの集まりの中で、今やっぱりリサイクル推進のために分別を徹底しないといけないという話をするとき、衛管に持っていったら何でも取ってくれるしなみたいな、そういう話を耳にしたんです。

あと、衛管のホームページの中で循環型社会形成推進地域計画の報告書というのが載っていました。この中で、目標達成に向けて事業系ごみのことに触れているんです。事業者及び事業系ごみの収集運搬業者へのさらなる分別収集の徹底及び不適正搬入の混入防止に関して指導し、事業系ごみの減量に努めるものとするとか書かれているんですけども、これについては、今現在、事業系ごみの中に分別がきちんできていなかったり、それから不適正の搬入があるということで、こういうことを書かれていると思うんですけど、これについては具体的にどういう実態があるのか。それから、具体的には今後どのように改善していくのかなと思うんですけども、課題が、事業系のごみが、ここを見ていまして、減っていないんですね、ほかのごみと比べて。報告書というのをホームページで見たら、そういうふうに記載があるんですけども、これについてはどういうふうに考えたらいいのか。

○清水章好委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 午前中のところでも少し触れさせていただきましたが、事業系ごみ、特に総量として、クリーン21の方で事業系可燃ごみとして多く搬入されてきております。その点につきましては、入ってくる内容物については不適切なものが入っている。先ほどクリーン21の所長の方から答弁がありましたとおり、プラスチック類とか金属類等も搬入されてくる事例は見受けられております。

我々としても徹底した指導を行う中で、月1回、展開検査を行っています。入ってくる事業所の中で、ピットのところでごみを開けさせて、そして、その中で適正かどうか。不適正であれば、その場で持って帰っていただくという指導をさせていただいております。また、構成市町の担当課の方々と共に年1回、同じように展開検査を行い、また、構成市町の担当課にも、この問題意識の共有を常々図っているところであります。

今後におきましても、事業系の可燃ごみ等に混入されている不適物のものにつきましては徹底した指導に当たってまいりたいと思っておりますし、また、排出する事業者の方の認識も改めていただきたい。また、事業所等から出てくるごみの中で再資源化できるものは積極的に再資源化をしていただきたい。そういう形で今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○清水章好委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 事業所に徹底した指導、構成市町と協力をして、これからも行っていくということで分かりました。よろしくをお願いします。

あと、成果説明書で31ページですが、ごみ資源化に関するところなんです、ここにもありますように、資源化率が減少しているんですね。その理由について教えてください。

それから、缶、瓶、ペットボトル、紙パック、あと、プラスチック製容器包装というふうに5種類ありますけれども、ペットボトルが令和元年度は、平成30年度に比べて搬入量が増えています。資源化率は大体85%前後で推移しているかなと思うんですが、ペットボトルが増加している要因について教えてください。

○清水章好委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 ご質問中、まず、ごみの資源化が減少している理由ということでございますけれども、資源化率なんですけれども、資源化率と申しますのは、搬入される資源ごみの中に、どうしても分別に適さないものが混入しておりますので、資源化を有効利用するために欠かせない作業である。今、現状、手選別でその不適物を取り除いております。その取り除いた後の資源化量に搬入量を除いて資源化率を算出しているというものでございます。

容器包装廃棄物の資源化率については、全体で見ますと、表示は出ていませんけれども、0.68%と僅かに減少となっております。要因としましては、表を見ていただくとお分かりになるかと思っておりますけれども、プラスチック製容器包装、これが大きく減少しているのかなとなっております。

プラスチック製容器包装につきましては、分別収集を開始させていただいて5年が経過をいたしております。この間、管内住民の方々のご理解もありまして、一定、搬入量はほぼ定量化してきているのかなと思っております。あとは資源化率の問題なんですけれども、最近、特にバッテリー、充電池というんですか、そういうものを含んだ不適物が見られるようになってきてまして、そもそもそれが重量がございまして、その辺が若干、資源化率を押し下げているのではないかなと考えております。

続きまして、ペットボトルの増加なんですけれども、確かに表中、微増なんですけれども、ペットボトルが増加傾向ということで、先だって容器包装リサイクル協会の方に実際ちょっと確認をいたしました。増加要因としましては、国内の清涼飲料、最近では調味料とか酒類、この辺がペットボトルに移行されていますので、そのペットボトルに使用するペットボトル樹脂自体の生産量が年々増えている状況で、それが家庭で消費されることから消費量が増加ということになりますので、結果的にペットボトルの収集量が増えているのではないかという見解をいただいております。

この間、実際にエコ・ポート長谷山の作業に当たっている従業員さんにご確認させてもらいますと、やっぱり表中のとおり、近年増加傾向にございまして、特にお酒のペットボトルとか、以前はいわゆる飲料用のペットボトルが多かったんですけども、最近では調味料であるとか、その辺が多く混じっているという、実際に現場の方の報告も受けているところです。

以上です。

○清水章好委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 大体、要因としては今の説明で、ごみの資源化率の減少については、ある一定分かったんですけれども、やっぱりリサイクルの徹底ということが本当に、これから気候変動、地球温暖化を考えたときに、大事なことだと思うんです。

ペットボトルが増えているのは、私もいろいろ調べたんですけど、ペットボトルの500mlという持ち運びに便利な大きさ、ここの自販機にもいっぱい並んでいますけど、あのペットボトルの小型化というのが1996年に解禁されて、そこから生産が急増して搬入量も増えていると思うんですね。これは1年前との比較ですけど、そこで教えていただきたいのは、1996年との比較で搬入量と増加率を教えてください。

それからペットボトルの資源化、85%くらいで高い水準なんですけど、今言ったように搬入量そのものが増えている、製造そのものが増えているから増えているんですね。そこで、ペットボトルの分別に係る経費、それと分別したペットボトルの搬出先を教えてください。

○清水章好委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 1996年度比較ということで平成8年度比較になるんですけれども、過去の経過を調べさせていただきますと、法律制定が7年、本格施行が平成9年4月ということで、組合の方も容器包装廃棄物の処理を開始いたしましたのが平成9年度、1997年になります。

ということで、委員のご質問からいいますと、8年度との比較はできないんですが、開始されました平成9年度、1997年の搬入量なんですけれども、この当時は、まだエコ・ポート長谷山が建設されておりません。旧奥山リユースセンターの方で暫定的に受け入れて処理をしていた時代ですけれども、搬入量の方が295.40t、これが平成9年度の搬入量でございます。令和元年度の搬入量が1,045.23tですので、これを増減率に計算いたしますと、253.84%という数字にな

っております。

あと、分別に係る経費なんですけども、お手元資料、事項別明細書の65ページをご覧くださいんですが、こちらのリサイクル費の一番上段になります容器包装廃棄物等の資源化に要した経費の下に、エコ・ポート長谷山資源化業務委託というのがございます。これが実際、手選別作業をやっていただいております委託料になるんですけども、これの委託料1億1,047万8,912円でございますけれども、令和元年度につきましては、総搬入量が3,573.10tになりますので、単純ですけども、これを割り戻させていただくと、割り戻してt当たりを算出しますと、大体約3万1,000円になります。

あと、ペットボトルの搬出先なんですけども、現状は容器包装リサイクル法に基づきまして、指定法人容器包装リサイクル協会、こちらの方を通じまして再生事業者へ引き渡しておるといった状況です。

以上です。

○清水章好委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 1997年との比較で調べていただいて、253%というすごい伸び率というかね。やっぱり今、プラスチックに関わっては、海洋汚染とか、マイクロプラスチックになっていって、回り回って私たち人類というか、人間にも影響が出ているということで、製造そのものを減らしていく、見直していくということが必要かなと考えています。この経費もかなり、1億1,000万円もかけて手選別をしなければいけないということで、ペットボトルそのものを減らしていくことが大事かなと考えて質問させていただきました。

次なんですけど、同じく31ページのところのプラスチック製容器包装の搬入量が減少していて、それは先ほどの答弁で、重たいバッテリーなんかなくなる、不適物を選別して一定低率化してきたのかなということで分かったんですけども、プラスチック製容器包装の選別に関わることで、私たちも最初に稼働した当初、現場を見せてもらって、かなりスタッフの方が過酷な現場で選別されているんです。やっぱり夏場の暑さと臭いで大変な思いをしているということで、これ、関係する方々から聞いている話なんですけど、エアコンがスポットエアコンとあって、それぞれの流れてくるレーンのところにスポットでエアコンが配置されているのかな。それが人数分ないとか、指導されている方がいらっしゃるんですね、障害者の方のレーンなんですけど、この夏、すごく暑くて大変だったという話を聞いているんですけど、その辺の現場からの話なんかは聞かれていないのか。また、改善するべきやと思うんですけども、その辺りの状況を教えてください。

それと、もう1点、可燃ごみの中にプラスチック製容器包装が混入しているということがあると思うんですけども、可燃ごみに占める廃プラスチックの割合も教えてください。

○清水章好委員長 山内リサイクルセンター長谷山所長。

○山内皇太郎リサイクルセンター長谷山所長 リサイクルセンター長谷山でのプラ

設備における手選別作業、こちらの方につきましては3レーンございます。その3レーンに1レーンずつ、6機のスポットクーラーがつくようになっております。今のところ不足しているとは認識はしていませんが、この間、コロナ禍の影響により窓を開けての通気ということで、若干冷気の方が直接、スポットクーラーはつけているんですけども、体感的な冷える感覚というのは以前よりも薄れているというのが現状であります。

今後の対策といたしましては、これからすぐに終息するとも限りませんので、この後、冬場の暖気についても、窓を開けての作業ということで、寒さ対策というのも今後考えていく予定としていますが、夏につきましても併せて検討していくように今考えているところであります。

以上です。

○清水章好委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 可燃ごみにおけるプラスチックの割合ということでご質問があったと思っております。家庭ごみのごみ質試験を実施しております、当組合の実績書にございますが、可燃ごみ中におけるプラスチックの割合としましては、直近5年間の平均で約19.01%となっております。委員の懸念されております不適物となるようなプラの混入がやっぱりあるのではないかと考えておまして、構成市町とも連携しながら分別の啓発に努め、適切な排出をお願いしたいと考えております。

以上です。

○清水章好委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 プラスチックの選別の冷暖房の関係は、現場の方から要望が届いておりますので、ぜひ至急改善の方をよろしくお願いします。

それから、可燃ごみの中のプラスチック製容器包装の混入も19%ほどあるということなんですが、これはもちろんきちんと分別をして、きれいなプラスチックにしてリサイクルの方に出すということが大事かなと思うんですが、もうちょっと市民への啓発を構成市町と連携しながらやっていってほしいなと思います。

これは後に続く質問かなと思うんですが、43ページに地球温暖化対策実行計画の取組目標というのが載っています。ここで44ページに温室効果ガスの項目別排出量というのがありまして、これをずっと見ていましたら、要は温室効果ガスを排出する大きな要因は、電気代と廃プラスチックの焼却なんですよ、全国的に見て。衛管の場合は、クリーンパーク折居の方にも発電設備をつけたということもあって、売電が進んで、電気を買う量が減っているということかなと。要は廃プラスチックの焼却が、かなり温室効果ガスを生む要因になっているなと私は考えているんですけども、そういう意味では、可燃ごみに含まれる廃プラスチック量は、CO<sub>2</sub>とか温室効果ガスの発生を抑制するという意味でも非常に大事になってくると思うんですね。

あと、もう1個は、発電するには燃やさなければいけない。紙類とか生ごみだけ

やったら温度が上がらへんということが言われていて、助燃剤とかを使う話なんかも聞いたことが過去にあるんですけど、その相関関係というんですか、その辺はどんなふうに考えておられるのかなと思うんですが、ちょっと答えにくいかもしれませんが、ずっとこの問題を考えていて、私もなかなか、どういうふうに捉えたらいいのかなと分からない部分があるので教えていただけたらと思います。発電するに当たっては一定、やっぱりごみを燃やす量というのが要ると思うんですけど、その辺りもどんなふうになっているのか教えてください。

○清水章好委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 発電でのプラスチック割合の件についてですけども、確かに厨芥ごみばかりだとカロリーが低いということは間違いありませんけども、まず焼却炉を設計するときは、そのごみの質を設計上で確認しまして、そのカロリーに合わせた炉を建てていくということが基本になっております。ですので、カロリーが低いごみに対しては、それなりの設計をした焼却炉を建てるということでございます。

ですので、当組合におきまして、今の分別の仕組みの中で入ってくるだろうというプラの量というのは大体想定をしながら設計を行っておりますので、やはりそれ以上にプラスチックが入ってくるというのは、発電の面というのものあるんですけども、そもそも適正に処理するという観点から望ましいものではないと考えておりますので、先ほどもありましたが、例えば事業系の中にプラスチックなどの産廃が入ってくるということは基本的には想定をしておりませんので、そういった適正でない分別というのは、やはり何とか啓発を行いながら防止していくということが必要かなと考えております。

○清水章好委員長 池田安全推進室長。

○池田道治安全推進室長 地球温暖化対策実行計画の関係でいいますと、CO<sub>2</sub>とか、そういった温室効果ガスを排出するときに、排出係数ということで使用量とかに掛け合わせて全体の排出量というのを計算することになっているんですけども、例えば先ほど出ていました運転に必要な燃料を燃やしたら、係数としては1桁なんです。2とか3とか。ただ、廃プラスチックを燃やすと二千幾らとか、圧倒的にプラスチック焼却ということが、とてつもなく大きい排出量を出すということになりますので、そういった意味からも、やはり排出量は絶対的に減らしていくということが重要だと考えております。

以上です。

○清水章好委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 今の答弁だと、ある程度納得なんですけどね。以前に、この場でプラスチックの容器包装の選別をする際に、可燃ごみに混ざっているじゃないかと、きれいにやっぱり汚れを取ってリサイクルすべきじゃないかという質問をしたと

ころ、可燃ごみに回っても発電しているからリサイクルなんだという答弁をされた方がおられたんですよ。私はやっぱりそこからずっと、それはおかしいんじゃないかと思っていたんですけども、今回の温室効果ガスの項目別の排出量を見たときに、圧倒的に衛管の場合は廃プラスチックの焼却なんですよ。これはきちんと、先ほどの答弁で設計上も、たくさん混じっていたら炉の関係とかもまずいんだということも分かりましたので、それであれば、やっぱり廃プラスチックの焼却というのを本当に真剣に減らしていかないと、海洋への流出と、海洋汚染と廃プラスチックの焼却というのは絶対に避けなければ、本当にこの地球が危ないということではありますので、その辺はぜひ啓発も含めて今後ともよろしくお願ひしたいと思いません。

以上です。

○清水章好委員長 ほかに質疑はございませんか。

坂本委員。

○坂本優子委員 成果説明書の61ページなんですけど、このし尿処理の関係の保守委託料、更新委託料というのは、機器購入費というのは分かるんですけど、これはどういうシステムになっているんでしょうか。

○清水章好委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 ただ今ご質問ありました、し尿収納管理システムなんですけども、元年度なんですけども、こちらのシステムは変わりませんけども、動かしますOSの部分、今、Windows10というOSの方に載せ替えまして、内容を更新させていただきました。

これはどういうシステムかといいますと、し尿収集に関しましては登録制をしいております。定額的に料金を頂戴する。1期2か月分なんですけども1,500円、これを6回請求させていただく形になります。あと、臨時収集に関わる費用、これは量ごとの請求になりますので、900ごと1,100円という形で上がっていきます。あと、同じような形で従量制という、こちらの方も、小さな事業者さんを対象に、不特定多数の方が便槽というか、おトイレを使用される場所は、数が、量が多いです。そちらを従量制ということで定期的に収集しまして、これも量ごとの、臨時収集と同じような請求をさせていただいています。

請求が2か月に1回と1か月に1回ごとの請求に分かれますので、これを個人個人、事業所ごとに管理している、請求に関わる登録の収納管理のシステムとなります。これを元年度、新しくさせていただきました。よろしいでしょうか。

○清水章好委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 それに今度、し尿処理の関係は協同組合というか、そこで事務的なことも含めてやっていかれると思うんですけど、こういうのも移っていくわけですか。

○清水章好委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 事業協同組合というのが、本年1月なんですけども、設立されてまして、令和2年度から委託させていただいてますけども、将来的なことなんですけども、今は収集運搬の方だけをやっているんです。それを、料金も含めて、今の収納管理も含めて、やられるかというご質問かと思うんですけども、そういった料金に関しましては、各月の請求、システムも含めまして、うちの方、事業投資しておりますので、将来的には、そこまではお任せする必要はないかなということを考えております。

以上でございます。

○清水章好委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 その点は分かりました。

もう1つ、その上のところに緊急し尿収集委託料（災害分）というのがあるんですが、元年度のところでは、どこでこの災害に対応した収集があったんでしょうか。

○清水章好委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 元年度の災害収集分ということで、市町に関しましては城陽市さんの方で2件ございました。この分を災害収集分として計上しております。

以上でございます。

○清水章好委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。

最後にお聞きしたいんですけど、施設部長の方から、ごみの搬入の関係でいろいろご意見があったんですけども、事業系、家庭系、やっぱり可燃ごみのところにプラごみが混じっていたりとか、いろいろ排出がちょっと雑になっているというか、そういうこともおっしゃっていたんですけど、先ほどからの質疑もお聞きしていて、19%可燃ごみのところにプラごみなんかも入っているということなんですけど、私は一般市民、家庭人として、かなり努力して分別しているんですけども、分別し切れないものもかなりありましてね。だから、完全にこれをきちんと分別するというのは困難かな。高齢化してくると、ますます手間がかかりますよね。一定やっぱりプラごみでと分かっているけども、きれいにしなきゃいけないし手間がかかってくる。そんなことを考えると、一定のプラごみ混入というかな、そういうのは仕方ないのかなと。それを消費者というか、ところに責任転嫁していたら、これは解決しないわけで、どうするかということを考えていかないと、これから先、待ったなしの環境ですから、解決していかないといいんじゃないかなと思うんです。

各市町のところでも市民向けの啓発とか、いろいろやっておられるのは、されていると思うんです。宇治市でもそうですし。でも、啓発だけでは対応できない。や

っぱり製造元のところ、販売元のところで、国のところで規制をかけていくという大本のところをやっていかないと、これは減らないなという感じで思っているんですけどね。さっきのペットボトルの増加のこともありましたけども。そういうような、国待ちじゃなくて、構成市町を含めて、国の方の動向についてはどういうふうにお考えなんですか。

○清水章好委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 国の動向も含めてでございますけれども、確かに、それぞれのご家庭でプラスチックなどをきれいに洗ってリサイクルの方へ回される家庭もありますし、先ほど亀田委員からありましたけれども、必ずしもきれいになっていないもの、これは燃えるごみの方に入れていただく方が、汚れたプラスチックがリサイクルの方へ回されてしまうと、今度そちらの方が困ってしまいますので、燃やしてしまう。

ただ、そんなことも含めて、私どもは焼却炉を造るときには設計をしておりますので、一定のプラスチックは想定されていると。ただ、そうは言いまして、容器包装とペットボトルは今リサイクルの方に回っていますけれども、それ以外のごみについては、プラスチックであっても燃えるごみの方に入っている。ただ、皆さん感じておられると思いますけれども、例えばおもちゃですとか、プラスチックのバケツとか、こういったものも明らかにプラスチックなのに、なぜリサイクルされないんだろうというのがありますので、今、国の方では、3年先になるのか5年先になるのか分かりませんが、それらをまとめて収集して分別して、リサイクルにできるものは回していこうという動きがあると聞いております。

ただ、それが、例えば私のところの施設で来年、再来年に分別してリサイクルに回せるかといいますと、それだけの体制も整っていませんし、機械を入れる必要もある。あるいは、どこかに委託に出して分別をしてもらうのか、この辺り、国の方針もまだよく分かっておりませんので、いずれにしても、プラスチックをなるべく適正に分別して、リサイクルできるものにはしていきたいというのは、多分国もそうですし、私どもも同じ考えでございますので、その辺り、国が今、考えておられる、プラを全部収集してリサイクルできるものにしていこうという方針は是としまして、じゃ、城南衛管でどういったことができるのか。あるいは、どこが逆に民間に任せないといけないのか。こういうことを研究していく必要があるんだろうと考えております。

ただ、それと、もう1つは、先ほどから出ておりますけれども、事業者から出るプラスチック、これは先ほども話がありましたように、基本的には産業廃棄物という扱いになりますので、事業者から出るプラスチックというのは本来あってはならないものだと思っております。そのところは事業者の方によく理解いただいて、そのプラスチックは減らしていただくと。こういったこと両面のPR、啓発も必要かなと思っております。

以上です。

○清水章好委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 ご丁寧にありがとうございます。

ただ、これはプラスチックなんだろうかどうかどうなのかも、そこで迷うぐらい精巧に、やっぱり日本の技術ってすごいなと思うんですけども、できているから、本当にこれ、いちごっここというか、追いかけてこっこになって、でも、それは地球環境からしたら待たないの状況やから、国のところでやっぱり強いリーダーシップを発揮してやってもらうということをしごく、このことを期待しているところです。

とはいえ、毎日の生活のところで、私は宇治市ですけども、関係しているところでどうやって市民の協力を得られるのか、そんなことも一緒に考えていきたいなと思っています。

以上です。すいません。

○清水章好委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水章好委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で衛生費についての審査を終結いたします。

#### [歳入全款]

○清水章好委員長 次に、歳入全款についての説明を求めます。

西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 それでは、続きまして歳入全款につきまして説明書によりご説明申し上げます。

まず、49ページをご覧ください。分担金及び負担金でございますが、構成市町からの分担金でございます。決算額は30億6,736万3,000円で、前年度比較では7,569万5,000円の減額となっております。令和元年度は、旧折居清掃工場の解体撤去及び跡地整備工事費の増等に伴い、普通建設事業費が増加したことや、クリーンパーク折居の運営委託料の増等に伴い物件費が増加したことにより、歳出総額は増加しておりますが、歳入面で国庫支出金及び組合債等の特定財源や、廃棄物発電収入等の組合自主財源の的確な確保に努めたことによりまして、決算額は前年度比較2.4%の減となり、構成市町からの分担金は減額となったところでございます。

続きまして、50ページの使用料及び手数料でございます。最初に、使用料の決算額は116万3,813円で、鉄塔敷や職員駐車場などの土地の使用料でございます。

次に、手数料でございますが、総務手数料と衛生手数料を合わせた決算額は4億7,012万4,742円で、前年度比較で684万2,836円の増額となっております。

自己搬入ごみ処理手数料の収入実績につきましては、戻りまして39ページの表

41に記載をいたしておりますので、ご覧おき願います。

次に、50ページをご覧願います。一番下の国庫支出金でございます。国庫支出金は、折居清掃工場更新事業の解体撤去・跡地整備工事に係る循環型社会形成推進交付金といたしまして1億7,104万9,000円を受け入れております。対象となる事業費が増加したため、交付金につきましても前年度比較で6,524万9,000円の増額となったものでございます。

次に、51ページ上段の府支出金でございますが、エコ・ポート長谷山のリサイクル作業用重機共同購入事業に係る京都府のきょうと地域連携交付金として69万4,000円を受け入れております。

次に、51ページ中段の財産収入でございますが、決算額は8,619万91円で、前年度比較で381万9,072円の減収となっております。内訳といたしましては、財産運用収入では基金の運用益等、合計17万5,996円、財産売払収入は、有価物等の物品売払収入として8,601万4,095円となっております。

これにつきましては、戻りまして32ページをご覧願います。表27に記載のとおり、容器包装資源ごみ、破碎ごみともに鉄、アルミなどの売払金額が減収となっておりますが、売却単価の下落等によるものでございます。

次に、52ページをご覧願います。上段の繰入金でございます。令和元年度は、し尿収集運搬委託企業転廃業助成金はございませんでしたので、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金からの繰入金は皆減いたしております。

次に、その下の繰越金でございますが、これは平成30年度決算の剰余金で、決算額は7,940万3,349円でございます。

次に、52ページ中段の諸収入でございます。諸収入全体の決算額は2億9,164万9,378円、前年度比較で216万9,059円の増額となっております。これは、クリーン21長谷山の発電単価が上昇したことにより、発電収入が181万3,718円増額しましたことなどによるものでございます。

最後に、53ページ上段の組合債でございます。決算額は4億2,730万円、前年度比較で2億3,690万円の増額となっておりますが、これは起債対象事業費である旧折居清掃工場の解体撤去及び跡地整備工事費が増加したことなどによるものでございます。

以上、簡単でございますが、歳入全款の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○清水章好委員長 これより歳入全款についての審査に入ります。

質疑はございませんか。

亀田委員。

○亀田優子委員 51ページのところで財産売払収入なんですけども、今の説明で、ここに書いてある破碎有価物売払収入から、その他売払収入までは、全部この32ページの資源化物売却実績と、これは同じものと考えていいんでしょうか。合計金額が若干違うんですけども、その辺りについて教えてください。

それと、どのようなところが買い取ってくれるのか、国内の事業者なのか教えてください。

○清水章好委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 51ページの方と32ページですけれども、基本的には同じと考えていただいて結構だと思います。ただ、微妙に違うといいますと、破碎有価物売払収入、51ページですと70万407円、32ページですと72万9,127円となつてございますけれども、51ページの方の売払収入につきましては、32ページの破碎ごみの鉄とアルミ、こちらの方を足していただいたらなるというふうになります。リサイクル資源化物については、上の表と全く合致するという形になるかなと思います。

それ以外にスクラップ売払収入、こちらにつきましては、それぞれ容器包装などのごみから出たものではなくて、オーバーホールなり、そういったところから出た鉄くずなんかを一括して売却しているというものになりますので、こちらの方の資源化物実績書には載っておりません。

あと、磁選物の売払収入につきましては、別のページ、30ページの表の24の方に載せさせていただいておりますので、そちらと合致するというふうにご理解いただければと思います。

工房生産品等売払収入につきましては、エコ・ポート長谷山で工房の方から出させていただいているものになりますので、こちらの方も資源化物売払収入の方には載っていないという形になっています。

ちなみに、その他売払収入2万8,720円というのが、先ほどの32ページの表27の破碎ごみの中の処理困難物金属類、これが2万8,720円で合致しているという形になっております。

売却先ですけれども、基本的には、それぞれ入札なり見積り合わせをして業者の方に売り払っているところになっておりまして、全てが当然、国内の業者さんにお渡ししているという状況でございます。

○清水章好委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 金額の違いについては今の説明で分かりました。

買い取ってくれるのも国内の業者さんでということで分かりました。

あと、気になるのが、廃プラスチックの輸出が中国とかにできなくなっている中で、これについては衛管への影響というのはないのかどうか、その辺りを教えてください。

○清水章好委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 組合の方で中間処理をいたしまして排出されるプラスチックですけれども、先ほど衛生費の方で説明させていただきましたペットボトル、それとプラスチック製容器包装ですけれども、こちらの方は全て容器包装リサイクル協会を通しまして国内事業者の方に処理を委託していますので、基本、国内で循環しておるということでございます。

○亀田優子委員 分かりましたので、いいです。

○清水章好委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水章好委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で歳入全款についての審査を終結いたします。

#### [実質収支に関する調書及び財産に関する調書]

○清水章好委員長 次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の説明を求めます。

西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 続きまして、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、お手元の決算書によりご説明申し上げます。

まず、実質収支に関する調書でございますが、決算書の後ろから3枚目の27ページをご覧ください。1の歳入総額は45億9,493万7,373円、2の歳出総額は45億1,508万2,919円、3の歳入歳出差引額は7,985万4,454円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額につきましても7,985万4,454円となっております。

次に、決算書28ページ以降の財産に関する調書についてご説明申し上げます。

まず、1つ目の公有財産のうち、土地及び建物の状況でございますが、令和元年度末の土地の現在高は18万3,199.86㎡で、決算年度中の増減はございません。また、建物につきましては、旧折居清掃工場の解体撤去及び跡地整備工事の完了に伴う決算年度中の減少等によりまして、令和元年度末の建物延べ面積の現在高は4万1,859.39㎡となっております。

次に、2つ目の物品でございます。29、30ページに記載のとおり、決算年度中に乗用車を1台、特殊車両を2台、機械器具類を1台更新、事務用機器類を2台取得、計測・分析機器類を2台廃棄しましたことにより、6増6減しましたので、年度末の現在高は119物品となっております。

次に、3つ目の基金でございますが、31ページに記載のとおり、財政調整基金では決算剰余金の2分の1相当額及び基金運用収入額の合計3,978万2,567円を積み立てたことにより、令和元年度末現在高は3億821万2,188円となっております。

次に、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金でございますが、分担金からの積立て3,000万円と基金運用益の9万5,429円を積み立てたことにより、令和元年度末現在高は3億2,682万6,206円となっております。

なお、令和元年度においては、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金の取崩しはいたしておりません。

以上、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。なお、令和元年度決算額を基礎にいたしました統一的な基準による財務書類を参考資料として提出いたしております。

また、説明書の46ページに、この統一的な基準による財務書類のうち、管内人口1人当たりの行政コストについて記載をいたしておりますので、ご参照願います。以上でございます。

○清水章好委員長 これより実質収支に関する調書及び財産に関する調書の審査に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水章好委員長 質疑がないようですので、以上で実質収支に関する調書及び財産に関する調書の審査を終結いたします。

以上で各項目ごとの審査を終結いたします。

#### [総括]

○清水章好委員長 これより総括質問に入ります。

質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水章好委員長 質問がないようですので、以上で総括質問を終結いたします。

以上をもちまして、全ての審査を終結いたします。

#### [討論]

○清水章好委員長 これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水章好委員長 討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

#### [採決]

○清水章好委員長 これより議案第7号を採決いたします。

本案を認定するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○清水章好委員長 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の作成については、正副委員長にご一任を願いたいと思います。また、不適切な言葉等がございましたら、委員長において精査させていただきますので、ご一任願いたいと思います。

決算特別委員会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、令和元年度の決算につきまして、終始熱心な審査を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、理事者各位におかれましても、いろいろとご尽力をいただきますとともに、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、ここに改めてお礼を申し上げます。

本日の委員会をもちまして日程の全てを終了したわけではございますが、改めまして皆様にお礼を申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶といたします。

決算特別委員会を閉会するに当たりまして、管理者からご挨拶の申出がございましたので、お受けしたいと思います。

山本管理者。

○山本 正管理者 令和2年城南衛生管理組合決算特別委員会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

清水委員長、丸山副委員長をはじめ、委員の皆様方には令和元年度の歳入歳出決算につきましてご熱心なご審査をいただき、ただ今認定を賜わりまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の審査を通じて、委員各位から頂戴いたしましたご指導、ご意見を十分念頭に置きまして、本組合の基本使命でございます管内住民の生活環境の保全及び安心安全な工場運営に引き続き取り組みますとともに、循環型社会の構築に向けた事業の推進に一層努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともさらなるご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本日の決算特別委員会でいただきました貴重なご指導、ご意見に対しまして心より御礼を申し上げますとともに、松峯議長、小北副議長におかれましては、長時間ご臨席を賜りまして誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○清水章好委員長 以上をもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

午後1時41分閉会